

千葉県立東葛飾高等学校（定時制）いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。本校では、生徒の尊厳を保持し、すべての生徒が安心して学習その他の活動ができるよう、いじめを生まない土壌づくりを主旨として、教職員、生徒等から幅広く意見を求め「千葉県立東葛飾高等学校（定時制）いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を制定し、いじめ防止等の対策を行う。

II いじめに対する基本理念等

いじめは人として許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こりうることである。よって、教職員のみならず、すべての関係者が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組むものである。

いじめ防止対策推進法（以下「推進法」という。）の遵守といじめ問題への対応に当たり、正確な情報のもとに丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

1 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、推進法に基づき、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

2 いじめの基本認識

- (1) 「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
- (2) いじめられている生徒の立場に立った親身の指導を行うこと。
- (3) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- (4) いじめは教師の在り方が問われる問題であること。
- (5) 家庭・学校・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

Ⅲ いじめ問題に取り組むための校内組織

1 教育相談委員会

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「教育相談委員会」を設置する。いじめ相談窓口、いじめについての情報収集、人権教育の推進、地域連携の振興等を行うとともに、問題行動を有する生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通行動についての話し合いを行う。

2 構成メンバー

校長、副校長、事務主幹、教務主任、生徒指導主事、生徒指導部員、養護教諭、特別支援コーディネーター、サポート担当、当該担任、各学年1名、スクールカウンセラー、必要に応じて保護者等

※事実確認のために必要に応じて調査班を編成する。

Ⅳ 未然防止

いじめはいずれの学校のいずれの生徒にも起こり得るものであることを踏まえて、いじめの未然防止に取り組むことが重要である。好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない環境づくり」が必要である。

「わかる授業」の展開が自己有用感を高め、いじめを含めた問題行動の未然防止につながる。

過度の競争意識、勝利至上主義等が生徒のストレスを高め、いじめを誘発することもあることにも留意する必要がある。

1 生徒の様子を知る

- (1) 生徒及び保護者への意識調査を行い、実態の把握に努めるとともに、教職員間での情報を共有する。
- (2) ホームルームでの生徒観察を確実に行うとともに、定期的に学年会議等で情報交換する。必要に応じ「教育相談委員会」で対応を検討する。
- (3) 個人面談を定期的に行うことで、生徒理解に努めるとともに、生徒の相談窓口を周知する。特に1年次については、入学当初に、面談週間を設けて実施する。
- (4) 教職員のカウンセリングマインドを高める研修、事例研修等を通じ、教職員が気づく感性を高める。

2 人権を尊重し、豊かな心を育てる

- (1) 人権教育を充実させ人権意識の高揚を図る。
- (2) 教職員の不適切な認識・言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように教職員の人権意識を向上させる。
- (3) いじめに限らず、暴力暴言等を校内外から排除する指導を展開する。
- (4) 道徳教育の充実を図り、道徳的判断力を養い、人間性豊かな心を育てる。
- (5) 読書活動を充実させ、自然や社会の中での体験活動を活発化させることで、心豊かな人間を育成する。

- (6) 授業や特別活動等あらゆる教育活動において、生徒の自発的な活動を支援し、互助の精神を育み、お互いを認め合う豊かな人間関係づくりを推進する。
- (7) 教師は生徒の良き手本となるべく、教職員の協働体制を構築し、活力ある明るい職場づくりを推進する。

3 生徒・保護者への啓発活動と中学校や地域との連携

- (1) いじめ防止については、学校教育活動全体を通じて生徒への啓発活動に努めるとともに、保護者へはホームページ、PTA総会、教育ミニ集会等の場において、指導方針等について説明するとともに、家庭教育の重要性と学校・家庭・地域の連携の必要性について積極的に広報活動を行う。
- (2) 保護者対象の人権研修会や教育相談研修会を企画する。
- (3) 中学校と連携し、継続的な生徒観察と人権意識の育成を行う。

V 早期発見・早期対応

いじめの早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めるとともに、生徒の情報を共有し、家庭・中学校・地域との連携を図り、情報を収集することが大切である。また、いじめの兆候を発見した時は、早期に適切な対応を取らなければならない。

1 教職員のいじめに気付く力を高める

- (1) 教職員の人権感覚を磨くとともに、生徒の立場に立ち、生徒の言葉を受け止める姿勢を持つ。
- (2) 共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解するように努める。

2 早期発見のための手立て

(1) 生徒観察

授業中やホームルーム活動中はもとより、休み時間、放課後、登下校中等、生徒の様子に目を配るなど、日々の観察が大切である。また、グループがどのような関係に形成されているかの観点からも観察する。

(2) 教育相談（学校カウンセリング）

生徒が日頃から相談しやすい環境を整備する。いじめ相談員（校長、副校長、生徒指導主事、生徒指導部担当、各学年担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等）を周知するとともに、学校カウンセラーとの相談、連携を図る。いじめについて相談することは適切な行為であり卑劣な行為ではないことを広報する。

(3) 校外相談・通報窓口の周知

次の相談窓口をポスター、PTAだより等を通じて生徒・保護者へ周知する。

子どもの人権110番 0120-007-110、ヤングテレホン 0120-783-497、
千葉いのちの電話 043-227-3900、24時間いじめ相談ダイヤル 0570-0-78310
千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446

(4) 面談の実施と情報の共有

個人面談を定期的実施するとともに、学年会議における情報交換を行い、いじめの早期発見に努める。

(5) 中学校や地域との連携

ア 中学校訪問を積極的に行い、中学校との信頼関係を構築することにより情報収集に努める。

イ 教育ミニ集会や「開かれた学校づくり委員会」等で情報収集に努めるとともに、広くいじめについての連携を呼びかける。

ウ 日頃から学校開放、地域行事への参加や地域ボランティア活動等を通じて、地域に根ざした開かれた学校づくりを推進し、地域連携を構築する。

(6) いじめに関するアンケート調査の実施

実態に応じて、体罰やインターネットを通じたいじめも含め、アンケート調査を9月・12月に実施する。

(7) 保護者との連携

ア いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。

イ いじめ防止に関して、保護者面談や電話等を通じて常に連絡を密にして対応する。

3 いじめを発見した時の対応

(1) いじめの発見・通報を受けた場合には、直ちに教育相談委員会を招集し、指導方針を決定して教職員の共通理解を図り、組織的に対応するものとする。

(2) いじめ加害者が、被害者や通報者に圧力をかけないように見守る体制を整備し、加害者から守ることを当該生徒及びその保護者に伝え、不安な点を聴取し、対応策を示す。(被害者の心境を理解)

(3) 事実確認と情報の共有(個人情報に注意)

ア 加害者と被害者の確認(誰が誰をいじめているのか?)

イ 時間と場所の確認(いつ、どこで起こったか?)

ウ 内容の確認(どんないじめか?どんな被害か?)

エ 背景と要因(いじめのきっかけは?)

オ 期間(いつ頃からどのくらい続いているのか?)

※聴取内容は記録し保存(手書き、ワープロでまとめたもの)をし、聴取時間や環境、食事時間休憩について配慮する。暴言や威圧等の不適切な聴取はしない。

※調査結果は被害生徒・保護者へ情報を提供し、加害生徒の保護者へいじめの事実を通知する。

(4) その後の対応、心のケアを考え、継続的に支援する。

(5) 被害者が非常に恐れている場合を想定し、必要な場合には、加害者は保護者の監督のもと、自宅待機等での指導体制を考える。

(6) 加害、被害二者のみならず、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」についても指導を徹底させる。

4 県教育委員会・警察・地域等の関係機関との連携

(1) 県教育委員会との連携

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、県教育委員会へ報告し、問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。

(2) 警察との連携

学校でのいじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署等に相談し、連携して対応することが必要である。

(3) 地域等その他の関係機関との連携

いじめた生徒の置かれた背景に、家庭の要因が考えられる場合には、児童相談所、福祉事務所、民生委員等の協力を得ることも視野に入れ、地域ぐるみの対策を進める必要がある。また、PTAにおいてもいじめ問題について協議する機会を設け、学校に相談する等の啓発活動をし、いじめ加害生徒への指導事項も周知することが大切である。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態についての基準

推進法に基づき、重大事態を次のとおり定義する。

ア いじめにより当該生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

イ いじめにより当該生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。

ウ 当該生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったとき。

(2) 重大事態（重大事態の恐れのあるものを含む）を認知した場合の対応

ア 直ちに、教育相談委員会を開き、被害者の安全確保とケアを実施するとともに、情報を整理し、当該事案が重大事態に当たるか否かを判断する。判断に迷う場合は、県教育委員会に連絡し、協議しながら対応を決定する。

イ 重大事案と認められる場合、学校内及び県教育委員会へ次のとおり報告する。

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→副校長→校長

校長→学校安全保健課（043-223-2110）→教育長→知事

→指導課（二報以降）

VI インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットの危険性を十分に理解させ、情報モラルに関する人格の向上に努める。必要な啓発活動として、保護者をも含めた情報モラル研修会等を実施する。

Ⅶ いじめ等に関わる年間計画

- 4月 豊かな心を育成するLHR
個人面談（1年）
教育相談委員会
- 5月 道徳教育（1年）
教育相談研修会（職員）
- 6月 道徳教育（1年）
教育相談委員会
- 7月 道徳教育（1年）
個人面談
教育相談研修会（保護者）
- 9月 豊かな心を育成する教育講話
いじめに関する調査
道徳教育（1年）
- 10月 教育相談委員会
道徳教育（1年）
学校評価（いじめ問題における取組についての評価）
- 11月 道徳教育（1年）
- 12月 道徳教育（1年）
いじめに関する調査
セクハラ及び体罰調査と面談
教育相談委員会
- 1月 道徳教育（1年）
- 2月 道徳教育（1年）
人権講演会
- 3月 道徳教育（1年）
教育相談委員会（いじめに関する総括分析等）

Ⅷ その他

- 1 本基本方針はホームページを通じて、生徒・保護者・地域に広く公表するものとする。
- 2 本基本方針は、教育相談委員会において総括し、適宜見直しを図るものとする。